

ドイツ中世後期の都市・農村関係についての一試論

佐久間 弘 展

一 はじめに

都市・農村関係をめぐる社会経済史的研究は、ここ四半世紀大きく展開してきた。都市手工業による農村手工業の競争排除という、限定された視野からだけ説かれる旧来の研究はあとかたもなく消え去ってしまった。これにかわって、都市からの視点だけではなく、農村の視点からも都市の影響領域ないし都市・農村を一括して想定した地域を決定し、その本質と機能を問う研究、ないし中心地理論を応用した研究が主流になってきた。⁽¹⁾

その議論の出発点は、H・アンマンの「経済統一体」論である。彼は、ニュルンベルクをモデルに広狭の影響領域を区別し、とくにおよそ五〇―七〇キロメートル（以下キ

ロ）圏内の狭い領域が大都市の経済的に必須の地域と確定し、都市と緩やかな経済関係にある八〇―一五〇キロ圏内の広い領域と区別した。F・イルジューグラーは、「経済統一体」論を継承しつつも、中世後期ケルンとその周辺地における分業を中心に叙述している。商人問屋主と親方問屋主は、とくに繊維業と金属加工業において原料を農村親方のために手に入れ、彼らから半製品を受け取り、最終仕上げと輸出を手がけた。いわゆる都市を中心にした都市・農村の有機的分業が明らかにされたといえる。⁽²⁾

「経済統一体」論を批判し、中心地システムから都市・農村関係を捉え直したのが、R・キースリングである。彼によれば、東シュヴァーベンの繊維業において、大都市は六―八マイル、中都市は二―四マイル、小都市は一マイル（二七・五キロ）の経済的に必要な周辺地をもっていた。

しかも、この地域システムにおける大・中・小都市の関係は、小都市は中都市に、中都市は大都市に奉仕するといった形での階層的構造を形成していた。すなわち、小都市の手工業者は単純な半製品を、この供給を受けた中都市ではなお洗練した半製品を、さらにこれを受けた大都市では完成品に仕上げるという縦の生産構造が出来上がっていた、と主張する。⁽³⁾

さらに、キースリングは東シユヴァーベン地域において、周辺地・後背地という概念で中心地システムの形成と変容とを明らかにしようとした。周辺地とは、その土地と支配権とが都市に緊密に結び付けられ、多方面かつ恒常的な食料・原料・半製品の供給により、決定された空間をいう。周辺地の中で、農村は一方的に都市に結び合わされ、都市への供給者として従事し、明白な従属関係にとどまる。後背地とは、空間的にはその外にある広い領域で、その中で支配権は都市ではなく、聖俗領主の手にあり、都市は彼ら「隣人」とゆるい関係にある。後背地内部の中心地は、とくに輸出産業で特徴的だが、下位中心地として都市を上位中心地として仰ぎ、都市の経済システムの中へと組み込まれている。⁽⁴⁾

より具体的にいえば、周辺地は、さらに菜園、放牧場、漂白場、水車小屋、瓦焼場のある最近接領域と、食料品・原料の供給地として、また市民の土地所有および都市の農村領地が重点的に形成される近接領域に分けられる。後背地は、都市や小手工業者のために先買が禁止される区域であり、騎士層は市外市民権によって、聖俗領主の所領は都市の保護支配権によって都市に結びつけられる。注意すべきは、都市が現実的に支配する農村領域と経済領域とは往々にして一致しないことである。時期的にみれば一五世紀半ばの経済危機の時代に、周辺地・後背地の形成が急務になり、市場強化の法令が頻繁となった。すなわち、産業の発展を維持するために、都市により地域構造が変化させられ、その結果、農村は都市に従属させられ、都市の経済的中心地性が高められて、都市を中心にしたヒエラルキーが形成された。こうした都市の中心地性は、市場と手工業検査によってもたらされる。原料、中間製品、完成品の検査は、都市市場を強化するだけでなく、農村手工業の監視にも役立つというのである。⁽⁵⁾

日本では、田北氏が下ライン地域において、都市・農村関係を、都市と農村の両方を同時に捉えた経済構造の転

換、およびケルン中心の中心地システムの確立を通して明らかになっている。経済構造の転換とは、まずケルンにおいての羊毛工業一極型から繊維・金属・皮革への三部門均衡型の産業構造への転換をさす。次に、問屋制度がケルン、中小都市、農村地帯で組織され、賃金労働依存型の手工業構造へ転換したことである。さらに、農村地帯での禁制圏法の低い展開度、一部農村における同職組合形成をも含む手工業の浸透により、都市・農村の区別が止揚されたことである。最後に、農村地帯が大青、ホップなど商品作物栽培へ特化し、農業構造を変えていったことである。この経済構造の転換が、中心地システム形成を促す。ケルン中心地システムの確立とは、それぞれ下位中心地、中位中心地を形成しながら、ケルンを頂点とした市場（食料品、原料、完成品）、手工業、貨幣、信用の統合・分配機能が形成されることである。⁽⁶⁾

さて、キースリング理論と田北理論との相違点は、前者が周辺地・後背地概念を軸に、後者が経済構造転換論を軸に、都市・農村関係を中心地システム形成から論じたことである。そこで抽出される成果の相違は、前者がよりセンタリーとしての都市の役割を強調した見解に、後者がより都

市・農村関係を親和的に捉えた見解になっていることにある。それは、下ラインと東シュヴァーベンとの支配および経済的な地域構造の違いからくるだけではなく、研究の基軸からも由来すると考えられる。したがって、キースリングの周辺地・後背地概念と田北氏の経済構造転換論を切り口として総合化し、都市・農村関係の歴史的発展の試論を提示することが、いま必須の作業であろう。そのために、ケルンと同じく大都市であり、遠隔地商業・輸出産業都市であったアウクスブルクを取り上げ、キースリングの近業を補足しながら具体的な中心地システム形成を跡付け、これを理論的に総括したいと思う。

二 土地所有と支配

社会経済史家の田北氏は、都市・市民による都市周辺の土地所有と支配とを捨象して経済構造転換論を立論された。上述したように、都市の経済的領域は都市の国制的領域とは重ならず、これより広いというのが通説だから、⁽⁷⁾経済史家は土地所有と支配の問題をとりあげず、独自理論を打ち立てていっこうに構わない。しかし、キースリング流

に周辺地と後背地を論じようとするとき、都市・市民の土地所有を看過するわけにはゆかない。それゆえ、最初に市民の土地所有から検討することにした。

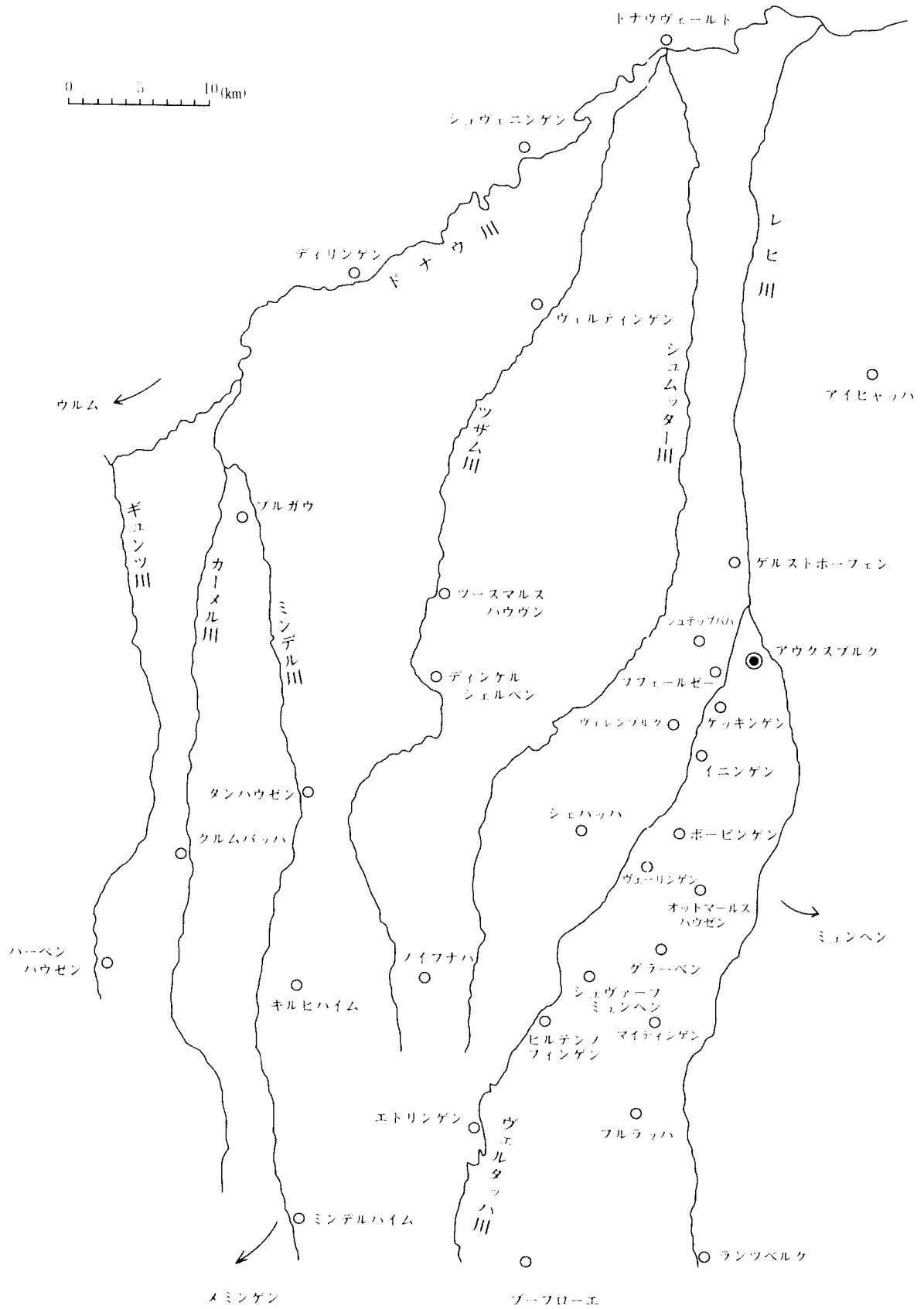
この都市の指導層がアウクスブルク司教（以下司教）の家人出自であることは、まず自明の前提である。家人であれば、家人領として土地が支給されていることもまた自明であるから、彼らが初期市民を形成した一三世紀に農園、ツェーント、水車を郊外に所有していたとしても、何ら不思議ではない。⁽⁸⁾

一四世紀に最も目立った土地所有者は、市長を務めたランゲンマンテルである。まず一二九五年に司教からツースマルスハウゼン村を獲得し、あわせて市場開設権もえた。一三三七年には、罰令権と裁判所設置が認められ、一三四年には既にいくつかの地片が加わり、一三四五年には年市開設権までもが認められた。さらにランゲンマンテルは、一三四八年にバイエルン大公からヴェルティンゲン村を所有し、同家は一四六七ないし六九年までこの土地を維持したのである。ツースマルスハウゼン村はアウクスブルクから約三〇キロ（四マイル）西、ヴェルティンゲン村は約三七キロ（五マイル弱）北西の、街道沿いにある交通に

至便の箇所である。次に、司教から一三五四年に市民ハインリヒ・ヘルヴァルトとコンラート・オーンゾルクがブルーローエの市場権、流血裁判権を質所有することになった。ブルーローエは、市の南約五三キロ（七マイル）の所であり、これまた帝国都市カウフボイレンへ通ずる交通の要衝でもあった。もっとも、ここは一三六三年に司教が買い戻し、一四〇七年には市民ヘルマン・ネルトリンガーとヨルク・マングマイスターに再度市場権が入質されるなど、その後も市民との間で質所有権の移動が頻繁であった。さらに、ヴェルタツハ川を渡って都市の西南二キロ弱にあるプフェールゼー城とその城下の村落は、一三四五年に司教からコンラート・オーンゾルクへ質入れされて以来一四九一年まで市民のものとなった。⁽⁹⁾

一四三二年に市民ハンス・オーンゾルクは、ヴェレンブルク城を司教からレーエンとして獲得したが、同時に参事会は、この城を売却する場合には今後市民に限ることをオーンゾルクに宣誓させているように、城塞は軍事拠点として重要視されていた。都市は、一四・一五世紀、都市周辺の騎士を傭兵として利用しながら、開城契約も結び、開城権を手中におさめていった。⁽¹⁰⁾

地図 アウスブルク周辺図



このように、上層市民の周辺農村での土地や支配権の所有は、他都市の例をまつまでもなく、中世後期にきわめて旺盛であり、それは半径一五—二〇キロ（二—三マイル）圏に集中していた。一五世紀の代表例をあげれば、一四二九年にシュテファン・オーンズルクは、ベルクハイム村、ライター・ホーフエン村、アンハウゼン村、ハウゼン村、シュテップパハ村の裁判所およびヴェレンブルク城のレーエン所有者であった。すなわち、彼は都市の西、西南に支配権をもっていた。同年にハンス・リドラーは、バツェン・ホーフエン村、テーフェルティンゲン村、ヒルプリンゲン村の守護権と裁判所の諸権利を所有していた。また、バルトロメウスとバルバラのランゲンマンテル夫妻はオットマルスハウゼン村を、アンナ・ランゲンマンテルはアイシュテッテン村を、アフラ・ランゲンマンテルはドナウ川沿いのシュヴェニンゲン村の農場と居酒屋権、鍛冶屋、パン屋、肉屋、浴場、牧童といった手工業権を所有していた。また、アンナ・ランゲンマンテルは、一四三三年にヴェルティンゲン近くのリープリンゲン村のツヴィングウントバン、隷属農民、裁判所、居酒屋権、鍛冶屋、牧童、からす麦徴集権も所有している⁽¹²⁾。

ブーフローエへ通ずる街道沿いの村フルラッハ村（市から約三九キロ南）は、一五世紀の大商人モイティンゲン家が所有するところとなった。一四六〇—一五一七年の同家所有のあと、一五二八—一六五年には一六世紀を代表する大商人ハウクとマンリッヒの共同所有になっている⁽¹³⁾。商人層が土地を所有したのは、貴族的生活様式の模倣、および流動資本が必要なときの担保、そして遺産を確実にする手段と考えられる⁽¹⁴⁾。また、市民が土地所有をした理由として、食料の供給だけではなく、利潤追求という市場志向も見逃せないだろう。たとえば、フルラッハ村は一四三〇年以降に牧羊業が開始され、五人の農民がアウクスブルクへの輸送夫役を課せられているのである⁽¹⁵⁾。すなわち、羊毛が利潤を生むものであることは一五世紀の商人には自明のことであり、モイティンゲはそれを狙ってフルラッハ村を所有したと思われるのである。

しかし、都市の土地所有となると、そうは簡単にはいかなかった。その理由は、司教も、勢力のある貴族も、都市の領地形成を自領の形成の阻害要因として排除しようとしていたからである。したがって、司教は、資金供与をしてくれた市民にその借金の担保として土地を譲渡ないし質権

を与えても、権力体である都市にはこれを極力回避したのである。また、バイエルン大公のように領邦形成に向かう大貴族は、都市の権利の収奪を明確に意図していた。都市の影響力のある地域、市民の土地所有がレヒ川を東に越えず、西に向かつていったのは、必然ともいえよう。都市の西にはブルガウ伯領が広がっていたが、ブルガウ伯は都市には友好的であり、都市の実質的な敵役である司教あるいはその配下の聖堂参事会と異なり、市民が土地所有するには適していたのである。

都市が周辺地を安全確保の観点から重視するようになってのは、いうまでもなく都市自治を脅かす諸侯の存在であった。その点でラント平和同盟は、地域の平和確立に向けて、都市に都市を含めた周辺地に安全確保を担わせ、諸侯権力の介入を排除する根拠となっていた。一三五九年のラント平和同盟に至って都市は、農民を軍役や租税徴集など用益に使用できると定められ、都市周辺の村落への支配を浸透させることができた。これを受け、一三六〇年にアウクスブルクは周辺村落の農民に誓約をさせ、相互援助協力を約束させた。一三六二年のツヴィンゲンベルクへの戦役では、こうしてドナウヴェールトからブーフローエ間の

三七か村から都市により軍用荷車が集められ、アウクスブルク市民の指揮下におかれた。この場合、市民の従属民であろうが、修道院の従属民であろうが、臣民が統一的に扱われたことが重要である。このラント平和を根拠に、都市は領域形成へ向かうことになり、またそれ以後の諸侯との係争もこれを根拠に闘われることになる。一四八七年に、ラウインゲンの代官 (Vogt) がマリア星修道院支配下のドリスハイム村の隷属農民から軍役用荷車を徴用しようとしたとき、参事会はそこがラント平和領域であり、バイエルン大公およびその代官に軍役徴集権はないと一蹴した。アウクスブルクのラント平和領域は、一四八九年に都市がシュヴァーベン同盟結成との関連で、一三二か所の村落と孤立農園から一六四〇人の農民を徴集していること、およびそ一望することができる。そのうち四九〇人は都市の南方、いわゆる「街道守護区」Straßvogteiと呼ばれた地域の二六か所の村と孤立農園から、七三〇人が都市西方ブルガウ伯領のライシェナウと呼ばれた地域の六二か所の村と孤立農園から、四二〇人が都市の北方「下ラントフォークト」(「帝国直轄領」)の二か村と孤立農園から徴集されている。⁽¹⁶⁾

街道守護区は、一三三六年および四八年に司教に皇帝から支配権が入質されたゲッギンゲン、イニンゲン、ボービンゲン、ヴェーリンゲン、シュヴァープミュンヒェン、ミッテルシュテッテンの六か村を従えていた。したがって、一三五九年のラント平和同盟は、都市の権利を認めただ点で、司教には権利の侵害となった。それゆえ、旧来の権利に基づき、司教が一四二九年にフス派討伐のための帝国命令の租税を街道守護区から徴集しようとしたとき、都市はラント平和同盟を根拠にこれに猛反発したのである。この紛争は皇帝裁判にまで及んだが、都市が司教に三〇〇〇グルデンを支払うことで、都市にだけ徴税権があると決着した。ラント平和同盟ゆえに、一四四一年に都市はシュヴァープミュンヒェン村の村法を制定するほどになっていた。とはいえ、司教と都市との争いは、だれが、どの農民を、いかなる場合に利用できるか、という点でその時々々の権力状況によって、ある場合には都市に有利に、ある場合には司教に有利に作用した⁽¹⁷⁾。

街道守護区より南のエリンゲン村とクラインアイティンゲン村では、背反する二つの帰結を生んだ。これは、領域形成においてさまざまな権利の錯綜が異なった結果を生む

ことの好例である。前者は、そもそも一三二五年から一四六〇年にかけて市民が村落支配権をもっていた。一四六〇年にそれは、司教座聖堂参事会の所有するところとなるが、そこで聖堂参事会はただちに租税をかけようとした。これに反発したのが、都市である。すなわち、聖堂参事会には守護権も貢租徴集権もないというのが、理由である。ここでは、都市は一四七四、七八年にもラント平和令に属する村として、間接的な影響力を保持し続けることができた。一方後者は、一二〇九年から聖堂参事会が裁判権と守護権をもっており、一四八九年に都市は農民にラント平和を誓わせることができたものの、影響力を行使することは権利の点で、不可能だったのである。この二つの事例から読みとれることは、領域支配において、土地支配権や村落支配権よりも、守護権と裁判権のほうがより重要で、帰趨を決したという事実である。

街道守護区をめぐるのは、一四八七年に新たに司教となったツォレルン家の司教フリードリヒが都市の既得権奪取に取り組んだ。つまり、都市と司教との強調・対立関係が都市の領域支配に大きく影響を与えたということである。彼は、就任早々農民たちに他の領主に保護を求めない

よう誠実宣誓を求め、都市との対決姿勢をあらわにした。

これも、皇帝裁判所での紛争解決となったが、一四八九—九〇年の裁定では、司教も都市もラント平和令に属する農民から租税を徴集できない、と双方痛み分けの判決が出された。また、司教こそが街道守護区の支配者であり、都市にはラント平和令に基づく動員権と穀物貢租徴集権だけが認められた。⁽¹⁹⁾これにより、都市は街道守護区での守護権と下級裁判権とを完全に否定され、都市南部での領域形成を阻まれたといえる。都市アウクスブルクの領域支配形成の失敗の最大の要因は、司教との抗争に敗れたことにある。

とはいえ、慢性的な資金不足に悩む司教は、市民からの資金供与の見返りにレーエンとして市民に土地や支配権を与えざるをえなかった。これと都市との抗争は別物であり、上層市民は個人として司教との関係を保持していた。別言すれば、都市と司教とが敵対関係にあったのに対して、市民と司教とは相互依存関係にあったのである。たとえば、すでに一四二九年の司教レーエン帳簿では、市民所有のレーエンの半分がアウクスブルク・シュヴァーブ・ミュンヒェン間に集中しているのである。ボービンゲン、イニンゲン、ゲッギンゲン、プフェールゼーは一五世紀中

葉にもなおオーンゾルク、レーリンガー、ラウギンガー、ルードルフ、フェーゲリンといった上層市民の所有であった。また、一五〇五年に司教フリードリヒが死去したとき、彼の債権者として名を連ねている市民の債権総額は九万グルデン（債務全体の五四％）にものぼっており、主な債権者をあげればゴッセンブロート、バウムガルトナー、レーリンガー、ラウギンガー、ハウスシュテッター、ヴェルザー、ヴァルター、ルードルフ、フェーゲリンといった名家であった。ちなみに、都市も三千グルデンを供与していた。この中で当時アウクスブルクの豪商かつ市長ジークムントリゴッセンブロートが二万グルデンで最も多額の債権を有していた。一四九七年に彼は、ランツベルク・ションガウ間のレーダー村の裁判権および守護権を司教から四六〇〇グルデンで購入しているように、これら資金力のある富裕市民は司教からいくつもの土地や支配権を獲得していたのである。⁽²⁰⁾

都市の北郊、帝国直轄区は、帝国ラント守護権が都市守護権に含まれて扱われたので、都市守護権を所有する都市は権利の上からは何ら問題がなかったはずである。しかし、司教の聖堂参事会も土地を所有しており、また下級裁

判権をもつこともあった。したがって、都市は裁判権を主張して紛争になることも起こったのである。つまり、都市裁判所で裁くべきか、ディリンゲンの司教裁判所で裁くべきかという問題である。キースリングは、都市が帝国直轄領での村落支配権を実質的に手にしていたことが、司教権力を排除するものとして重要であったという。⁽²¹⁾しかし、上述したように、裁判が結局都市で行われるに至る根拠として、守護権を外すわけにはゆかない。

以上のように、アウクスブルクの場合都市が領域を形成することは、なかなか難しい状況にあった。都市の敵対者が地理的に近接する場合、土地支配権、村落支配権、裁判権、守護権をそろえないと、都市が領域を形成することは困難である。しかし、市民が土地所有するのは当然のことであり、一四九二年に都市がかまど税を徴集したブルガウ伯領では（表1参照）、五四名の市民が所有する土地に五八七のかまど（二五八七人の家長）、教会・修道院などが所有する土地に四七八のかまど、計一〇六五のかまどが網羅されている。その人口は、約三五〇〇―四〇〇〇人と見積もられ、一四八九年にライシェナウで軍役に徴集された農民七三〇人がおおよそこの範囲に入るだろう。⁽²²⁾

表1 1492年ライシェナウにおけるアウクスブルク市民および教会・修道院等所領のかまど数

市民	587		
聖霊院	225	……うち、ミッテルノイフナハ村	56
聖ヤーコブ	31	ガーベルバッハ村	28
聖ニコラウス	12	リュッツェルブルク村	21
聖セルヴァティウス	2	ジーガルトホーフェン村	20
聖カタリナ	116	シェールシュテッテン村	13
マリア星	26		
ホールブルック	5		
聖セバスティアン	30	……全部、シェレンバッハ村	
聖ウルズラ	8		
カルメル会	11		
ドメニコ会	3		
裸足修道院	3		
聖堂食卓共同体	15		
聖モーリツ教会食卓共同体	2		
ルーフ救貧院	4		
計	1065		

[出典 Kiessling, Kirche, S. 214]

さて、土地と支配を軸に都市の周辺地と後背地を見極めるにあたって、市民権をみることも有益である。というのも、プファール市民 (Pfahlbürger)、市外市民 (Ausbürger) という、農村地帯に住みながら市民権をえる貴族、農民、手工業者がいたからである。一三四五年にアウクスブルクのプファール市民として市民権に準じる地位を獲得していた農村定住民は、八五―九〇人を数えていた。彼らは、鍛冶屋、靴屋、仕立屋、パン屋、車大工、皮革工および農民で、一ポンド・ペニヒの税を払えば市場で売買が許可されたのである。しかし、プファール市民の数は、一三八二年には二四人と減少し、一四〇〇年頃にはほとんどいなくなる。これにかわって、一五世紀半ばから市外市民が増加する。その数は、一四六〇年に八五人、一四七〇年に一二〇人であり、都市内に家屋を所有していたことが特徴である。市外市民は、北、南、西の街道沿いからおよそ三〇―四〇キロ (四―五マイル強) 圏内にいた貴族、手工業者であったことが確定できる。したがって、都市は農村地帯に居住する貴族、手工業者、農民を市民権によって市民義務に服せしめることができたのである。⁽²³⁾

市民権を所有したのは、ほかに教会・修道院である。た

たとえば、都市の西方一五キロ (二マイル) にあったントー派女子修道院オーバーシェーンフェルトがそれで、これにより都市はその所領 (およそ都市から三〇キロ圏内) への影響力も保持することになった。これら教会や修道院が市民権を保有したのは、都市の保護がえられるほかに、都市市場で余剰穀物が販売できるメリットを考えたからである。⁽²⁴⁾

また、都市内で最も多くの所領を保有していた聖霊院および修道院については、その管理官に市民を任命することによって、農村地帯の管理・監視が可能になっていた。そのさい、参事会が荘園をめぐる紛争でその解決を委ねられていたことが重要である。一例をあげれば、一四二一年に騎士コンラート・フォン・アイヒェルベルクが聖ニコラウス修道院の隷属民から一〇頭の馬と二頭の子馬と二八頭の牛を押収したとき、参事会はこの貴族宛に書簡をしたため、その不正行為と家畜の返還を求めたのであった。そのような書簡の冒頭は、たいてい「参事会に修道院の管理官がやって来て、次のようなことを述べた」というものであり、修道院にかわって参事会が交渉役となっていたのである。⁽²⁵⁾ さらに、管理官だけではなく、参事会の代表者が紛争解決に従事することもあった。たとえば、一六世紀初頭に

ブーフローエの司教代官が、カタリナ修道院が支配する
ディリスハウゼン村の隷属農民から貢租と軍役貢租をとろ
うとしたとき、当初参事会代表者がこれの調停にあたり、
後に修道院管理官がその調停を引き続き行うことになっ
た。このように、修道院の隷属農民については、参事会は
市民の隷属農民と同じ扱いをするようになっていた。市民
が土地領主となる場合、それは当然農民を隷属的に支配す
ることになる。その基礎は、やはり裁判権であろう。とい
うのも、村落裁判が開かれる場合、市民は裁判官として登
場し、都市はこの村落裁判の控訴審として機能するようにな
るからである。⁽²⁶⁾

そして、参事会は、修道院を第三者の介入から保護する
だけではなく、修道院の知行にまで関与していった。一四
二七年にカタリナ修道院のある隷属農民が貢租未払いにつ
き、その懲罰としてアウクスブルクの牢獄に入れられてい
ること、一四四七年に同修道院のプファッフェンハウゼン
村の粉屋が参事会と管理官に対してその命に従うことを宣
誓していることが、その例である。また、一四七五年に同
修道院のミンデルアルトハイムの村落共同体と村の一漁師
との牧草地をめぐる争いを調停したのは、修道院管理官で

あった。⁽²⁷⁾

以上のことから、アウクスブルクは都市領域形成には失
敗しながらも、ラント平和令と市民・修道院などの土地所
有をてこに、レヒ川を縦軸としておおよそ三〇キロ（四マ
イル）の半円形の農村地帯を都市に緊密に結びつけること
に成功していたといえる。われわれは、この市外四マイル
圏内をアウクスブルクの周辺地、そして七マイル強を後背
地とみなすことができるのである。

三 市場および原料・半製品・完成品の 手工業検査

経済構造の転換という概念で、都市・農村を一括した地
域の構造組替えをいうとき、最初に問題になるのは、禁制
圏法をテコにした都市市場の強化であろう。というのも、
市場は、都市の空間機能を最もよく表現すると考えられる
からである。市場をめぐる周辺地と後背地を見定めるにあ
たっては、食料が最も重要である。都市はその食料を周辺
農村からの供給につねに仰いでいたからである。⁽²⁸⁾

まず、穀物については、アウクスブルクはその穀物の供
給を都市の西部およびバイエルンに求めていた。一四三七

年に農村地帯で市民が買った穀物は、都市へ搬入すること、そしてアウクスブルク市内にある教会・修道院は穀物を都市にもってくるよう定められた。この二つの規定は、いうまでもなく都市の食料供給を確実にし、穀物が商品として外地へ運ばれる危険を阻止しようとしたものである。一四三二年のアルゴイやティロール地方への輸出禁止令もこの関連で理解されよう。一四四四年にはさらに市内へ搬入された穀物に対して、関税免除をとおして、穀物安定供給の方策をとっている。一方で、凶作がきわめて深刻な影響を及ぼす前近代においては、都市自身が穀物買入れを行っていくようになる。アウクスブルクも、グンデルフィングンやウィーンで穀物を購入して、市民への穀物の安定供給を図っていた。⁽²⁹⁾

また、一四三七年規定は先買禁止令と抱き合わせにされており、買占による市内での穀物価格の上昇を防ごうとしていたことは明白である。アウクスブルクはさらに、一四九一年に諸都市と協定を結び、先買禁止令の区域を確定しようともしている。さらに、注目すべき事実は、一四四四年以降に都市が教会・修道院に市民が使用する都市度量衡であるアウクスブルク枴を手渡していることである。この

穀物枴が妥当する範囲は、おおよそ二マイル（一五キロ）圏内であった。⁽³⁰⁾

穀物と異なり、その他の食料品については、明確な禁制圏（Bannmeile）規定が定められている。⁽³¹⁾ まず、最も古いのは、一二七六年都市法にみられる食料品小売商に対する市内先買禁止令および市場訪問者に対する市外一マイル（七・五キロ）圏内での買占禁止令である。⁽³²⁾ ここで問題になるのは、卵、猟鳥、エンドウ豆、ラードといった食料品および蠟燭であろう。一五世紀には、一四一七年の（穀物以外の）食料品輸出禁止令以外にその他食料品に関連する規定はみあたらないが、一六世紀になるとこの関連の規定が多くなる。たとえば、一五二二年には蜂蜜が六マイル（四五キロ）圏内で買占禁止、一五三二年には葡萄が六マイル圏内で、玉葱と野菜が三マイル（二・五キロ）圏内で（それまでは六マイル）買占禁止、一五四九年には林檎、梨、栗、胡桃など果実が三マイル圏内で買占禁止と、⁽³³⁾ 三ないし六マイルの都市の禁制圏が設定されているのである。最大の禁制圏を規定しているのが、食料品小売商におけるエンドウ豆の市外一〇マイル圏内での購入禁止令である。⁽³⁴⁾ この禁止令設定の理由としては、豆不足が考えられよ

う。これら穀物以外の食料品の禁制圏設定は、価格操作の防止を目的にしていたというよりは、都市の人口増加にもなつて野菜・果実類の欠乏回避を目的にしていたことが考えられる。すなわち、参事会は穀物以外の食料を市民に安定供給する法令を出さざるを得なかつたと解釈される。

穀物に次いで重要な食料は、食肉であろう。食肉については、一四四三年に市外一マイル内で購入した家畜は、市内で屠殺することを定めているのが、最古の禁制圏規定である。次いで、一五二四年には、六マイル内で購入した家畜の半分は市内で屠殺することが求められている。⁽³⁵⁾一五四九年規定については、キースリングは一五二四年条令の内容で先買禁止圏が四マイルに減少していることだけを述べているが、⁽³⁶⁾この先買禁止令は以下のように規定されており、誤りである。まず、一般先買禁止条項として、肉屋は雄牛、雌牛、子牛、羊を市外四マイル（三〇キロ）圏内で購入し、自分の柵に入れたはならないこと、また都市から外地へ再販売しようとする市民や市外の商人に売却してはならないことが定められる。次いで、豚について、市内および市外四マイル圏内で、生きた豚の又売り、ないし屠殺・バラ売りの豚の先買が禁止される。最後に、他の肉屋

から屠殺された雄牛、雌牛、羊、豚、子牛、子羊を買うことが、先買に含まれて禁止されている。ただし、最後の先買禁止令では、ハンガリー、オーストリア、ポーランド、ベーメンから群れが到着した場合は、放牧地で屠殺する前に（つまり、生きたまま）卸売りできるとする。そして、もう一つの例外条件として、屠殺しても自ら肉の仕分けができない場合に（つまり、純粋な家畜商人）市外四マイル圏内の放牧地で屠殺した雌牛は卸売りできるとする。第三の例外は、生きた雄牛と肉牛である。これは、「お互いに貸し合う」、すなわち卸売りできるとしている。⁽³⁷⁾ともあれ、一六世紀の中葉に、家畜商業の禁制圏はきわめて詳細に徹底が求められ、食肉が東欧産に大きく依存しはじめる状況を示している。

さて、中・近世の人々が現代人以上に魚を食べていたことは、周知の事実である。キースリングは見逃しているが、漁師兼魚屋についても、一五四九年に市内および市外三マイル圏内での先買禁止令が、「古くから」の規則として決められている。しかし、この三マイル圏には例外があり、いずれも淡水魚のとれる場所が設定されている。それは、ヴェルターハ川沿いのミッテルシュテッテン村、レヒ

川沿いのマイティンゲン村とクラインアイティンゲン村、シュムッター川沿いのフィッシュアッハ村、ビーバーバッハ村およびライヒェンミュール、ツザム川沿いのディンケルシエルベン村とツースマルスハウゼン村、バイエルン公領のアイヒャッハ村、アイヒシュタット沿いのザント(?)、バイエルンヴェーヒェンツ(?)、バイデリッシンゲン(?)の一二か所である⁽³⁸⁾。

建築資材、暖房用、および手工業の燃料用の木材と木炭も、禁制圏法の対象となっている。この点では、一四八九年に市民に対する六マイル内での製練所建設の禁止が重要である。それは、木材・木炭の大量消費につながり、都市内部への供給を妨げると考えられるからである。このような論点は、一五五八―一五九九年にガラス工内部においてガラス製造所の市外建設が反対されたときにもみられる。また、一五一五年には市民に三マイル内での薪買占禁止令が⁽³⁹⁾発布されている。一四九五年には鍛冶屋ツンプトに対して、六マイル内での木炭の購入禁止令が出されているのも、都市周辺地での木材・木炭不足を原因とする。これは、キースリングが考えているような先買禁止令ではなく、ツンプト成員に対して最大で年間二〇台の荷車分の木

炭購入を制限・許可し、それ以上を望む者は市外六マイル圏外、すなわちションガウ以北の高地アルゴイ地方で購入することを求めたものである。なおこの規定は、一五二九年および一五四九年に繰り返され、一六世紀にも妥当する⁽⁴⁰⁾。かくしてキースリングは、禁制圏の範囲が時代とともに増加してゆくことを確認し、都市の後背地がおおよそ一六世紀に六マイル(四五キロ)ほどであったと確定する⁽⁴¹⁾。

さて、都市市場には、当然周辺農村の手工業者が販売に訪れていたことは、いうまでもなからう。そこで通説は、市内と農村を区別して市内手工業者を優先・保護していると、主張してきた⁽⁴²⁾。キースリングは、この問題を避けてとおっているが、手工業規約には必ずといっていいほど当該規定があるのであり、その意味を考える必要がある。ここでは、最も典型的な農村手工業者に対する市場規制を、一五四九年七月二四日の同じ日付で発布され、木材加工業として隣接職種である樽屋、車大工、木工の各同職組合規約で確認しておきたい。その中でも、最も農村手工業者が標的になっているのは、車大工である。なぜなら、市場規制令が「農民規約」"burordnung"と呼ばれているからである。その内容は、市外の車大工は年市の三日と週市の一二

日間（各月の最初の週だけ）販売できると規定する。樽屋と木工でも同様だが、樽屋の場合には教会開基祭もこれに付け加わる。さらに、樽屋と車大工では、市民が農村手工業者に注文仕事を出すのは自由と規定する。都市参事会は、一部手工業者の利害より市民の利害を優先したわけである。樽屋では、農村手工業者はアウクスブルク市内用に販売するだけで、アウクスブルクを通しての輸出をしないことが求められている。この輸出禁令は、翌年の車大工の追加条項でも設定されている。⁽⁴³⁾したがって、農村手工業者は販売日数が市内手工業者より少なく、輸出用ではなく市民の日常品需要に応えるためだけに、都市側から規制されていたのである。これらの手工業法規がいつ頃から妥当していたかは定かではないが、人口増加が顕著となり、同職組合の人数過剰が問題になりはじめる一六世紀三〇年代と考えたい。

また、キースリングが看過しているのは、完成品の市場規制が禁制圏法として現れることである。それは、アウクスブルクでは、一五四〇年と一五四九年に皮革工でみられる。すなわち、輸入品の完成済みのなめし皮は、市外六マイル内で販売してはならないというのが、それである。⁽⁴⁴⁾

の規定は二重に解釈可能である。つまり、一つは手工業者と商人に対する先買禁止令である。もう一つは、市内において輸入品の販売を自由にさせておくのはよいとしても、都市の皮革工にこの六マイル圏内を販売市場として確保しようとしたものである。

粗毛織物工においては、一五四九年に親方に対して市外六マイル圏内での羊毛の先買禁止令が規定されている。しかし、翌年の羊毛条令規定は粗毛織物工と帽子工に対して、市外二マイル圏内の農村地帯で羊毛の購入を禁止する。すなわち、六マイル禁制圏法の二マイルへの縮小である。また、一五六〇年には市外三マイル圏内での週市、教会開基祭、その他の日に織布を切売してはならず、これを毛織物会館と年市だけに限るという完成品の販売規定も決めている。⁽⁴⁵⁾

一五四九年の粗毛織物同職組合の規約で注目すべきは、よそ者は年二回の年市だけに販売を限定し、市内の粗毛織物工には自分の製品も輸入製品も週市において毛織物会館で販売できると規定していることである。⁽⁴⁶⁾ここで、よそ者とは毛織物業の特質として農村手工業者ではなく、ラウイゲンやその他中小都市のそれであろう。したがって、こ

の市場規制により、中小都市の製品が大都市手工業者の都合のいいように、アウクスブルク市場に吸収されていたと考えられる。一方、より品質の高い毛織物を生産していた毛織物工においては、一五三八年に市外六マイル圏内からの羊毛は、輸入につき消費税が免除されている。⁽⁴⁷⁾一六世紀は羊毛不足に悩まされる時代であり、これも羊毛をアウクスブルク市場で販売させる方策であった。

皮加工業および毛織物業が都市的にとどまったのに対して、麻織物業およびバルヘント業では農村織布工が大きな問題になったことは、E・ニュプリングの古典以来ドイツ社会経済史において、繰り返し問題にされてきた。シュヴァーベン地方は、すでに一三世紀から神聖ローマ国内部で繊維業の最先進地帯となっていたが、とくに麻織物業が基幹産業であった。⁽⁴⁸⁾一三三七年にポルツァーノ市場でアウクスブルク産麻織物が売られ、一二七六年の都市法では麻に関する規定がみられる。その中で、はや農村織布工がアウクスブルク市場で彼らが生産した並製品と太綾織を小売りしている。一三六〇年頃アウクスブルクに定住した初代ハンス・フッガーが、レヒ川沿いグラーパーベン村の出身であったことは著名な事柄である。そのほかに、エーリン

ゲン村、ゲルストホーフエン村、イエッティンゲン村、プファッフエンホーフエン村、シュヴァープリュンヒエン村などが一四世紀に農村織布工が存在する農村であった。⁽⁴⁹⁾

しかし、アウクスブルクの手工業都市としての興隆で決定的だったのは、一三八〇年代のバルヘント業の導入である。その生産高は、一三八五年に一二〇〇〇反、一四五〇年にはその約七倍の八五〇〇〇反にも及んだ。およそバルヘント業のインパクトは、一三八九年に織布工ツンフトがツンフト会館を七〇〇グルデンで購入したように、商人だけでなく手工業者の経済的上昇に端的にみられるだろう。⁽⁵⁰⁾すなわち、バルヘント業の導入こそが都市アウクスブルクにとっての第一次的な経済構造の転換であったといえる。

さて、このバルヘント業においても、早期から農村織布工がアウクスブルクの品質検査に彼らのバルヘントを持ち込んでいた可能性が強い。都市と農村の織布工の衝突は、一四一一年にまず吹き出した。ツンフトは、都市から三マイル内の農村織布工への前貸禁止を求め、参事会はこれを承認した。⁽⁵¹⁾この禁令は、二点において重要であると考える。第一に、この前貸禁令は当面木綿を前貸できる商人に

対して向けられていたこと。すなわち、商人は早期から安い農村労働力を利用していたことである。第二に、キースリングは相対的に少数の織布工しかおらず、大規模生産がなかったと指摘しているが、都市織布工にとっては農村での生産が看過できない生産量であったということである。

一方、農村はというと、一四世紀の廃村現象から一五世紀には再定住へと向かい、農村人口の増加がみてとれる。この時期に、農村地帯で麻の栽培がより大規模に広まっていった。しかも、農村の階層分化にともない、零細農民が増加し、彼らが都市市場へ麻や糸玉をもってきたのである。農村地帯でのドラスティックな構造変化は跡付けることができないが、少なくとも都市・農村で同時に進行した織布業の展開による麻の商品作物化が進行したことはまず間違いない。紡糸は、農村女性の典型的仕事であるが、一四九五年にはツェントナー当たり一五グルデン（ポンド当たり五ペニヒ）の稼ぎになるといわれていた。⁽⁵²⁾ その中で、織布業を専業・副業とする農村織布工が出現したとしても何ら不思議はない。

このような農村織布業に対して、一四二五年、一四三四―三六年、一四四五年にも市外三マイル圏内で問屋制禁

止令が出されている。また同じ頃、都市から農村へ、居所を移した糸玉商人や織布工も知られていることから、農村においてバルヘント業が相当進行したと判断できる。しかし、一四四〇年頃にアウクスブルクでバルヘント業は危機を迎える。原因は、皇帝ジギスムントの対ヴェネツィア商業封鎖による木綿不足である。これは、アウクスブルクに限らず、シュヴァーベン全体のバルヘント業に深刻な影響をもたらし⁽⁵³⁾た。

したがって、ツンフトは農村の競争者を排除する対策を強化することによって、この危機を乗りきろうとしたと解積できる。都市近接領域での問屋制禁令の次にとった方策は、半製品ヴェプフェをめぐるものであった。この半製品の登場によって、都市織布工は製織工程だけに専心できることになる。一四四三年に都市がヴェプフェ検査を開始したのは、そのような半製品が市場にあふれはじめていたことを示唆する。しかし、ヴェプフェ検査は紆余曲折を経る。翌年にはその生産そのものが邪道とされ、ようやく一四五三年に再び検査が開始され、生産が容認された。⁽⁵⁴⁾ 少なくとも、都市と農村の分業、すなわち都市は完成品を、農村は半製品を生産するという体制が一五世紀半ばに完成さ

れのである。紆余曲折を経たのは、おそらく商人がヴェプフェ検査によって均質的な生産ができ、農村織布工の完全な利用ができるとして賛成の立場をとったのに対して、ツンプト手工業者がこれによって農村の競争者が排除できなくなるとして反対するという利害の対立があったからだろう。しかし、最終的には都市参事会がツンプトの小生産者の利害に反する決定を下したものと思われる。

だからといって、この都市・農村問題が農村の都市への従属といった局面で片づいたわけではない。一四八〇年代後半から九〇年代前半の再度の不況期を乗りきった時期に、今度はシュヴァーベン全体を麻および麻糸玉不足という新たな問題が浮上してきた。すでに、アウクスブルクの糸玉商人はアルゴイにまでその仕入範囲を広げていた。そこで、一五一三年にはヴェプフェおよび麻糸玉の先買禁止令が市外八マイル（六〇キロメートル）⁽⁵⁵⁾内で決定されたのである。八マイルとは、南はカウフボイレン、南西はミन्दルハイム、メミンゲンを含み、西はウルムの直前まで、北はドナウ川を越えてドナウヴェールトを含んでネルトリングンの直前まで、東はミュンヒェンの直前まで到達する広大な領域である。この禁令を求めたのはツンプトの手工

業者であり、その標的はもちろんアウクスブルクの商人であった。商人たちは、アウクスブルク市場に入る以前に、麻および糸玉を買占め、価格操作を行っていたのである。

この問題は、都市手工業者にとって欠かせない原料と半製品がツンプトと商人との争いの火種となることを表している。キースリングは、ヴェプフェ商業が利益を生む商売であったことを指摘しており、周辺小都市や農村駐在の専門的な仲介商人の誕生をうながした。一五三三年にツンプトが、商人がヴェプフェやバルヘントを品質検査を受けずに取り引きしていると告発したこと、翌年にツンプト成員以外は糸玉・ヴェプフェ商業に従事できないと参事会を通して法令化したことは、⁽⁵⁶⁾ツンプト手工業者にとって、いかに原料および半製品の購入が困難かを示すものである。

さて、ツンプト市政崩壊後の一五四九年同職組合規約では、農村織布工は完成品を品質検査にもつてくること、織機やおさをアウクスブルクと同じ規格にすることを取り決め、都市の中心地性を明確に規定する。また、ヴェプフェおよび麻糸玉の先買禁令圏は依然八マイルであり、仲介商人は八マイル外から糸玉を仕入れること、織布工は糸玉市場で週当たり最高一五一一六ポンドまでの購入量とするこ

とが定められた。キースリングは、この八マイル圏内が一六世紀後半に実質をともないつつ後背地として形成されたとみなしている。というのも、ヴァイセンホルン、バーベンハウゼン、クルムバッハ、タンハウゼンといった中小市場が糸玉市場としてアウクスブルクの下位中心地を形成したと考えられるからである。このうち、バーベンハウゼンはもともとメミンゲンの影響力が強い地域であったが、一五三八年にフッガー家が所有、ヴァイセンホルンはもともとウルムの下位市場として成長してきたが、これも一五〇七年に同家が所有した。⁽⁵⁷⁾すなわち、ヴェプフェをめぐる八マイル圏内はアウクスブルクの影響のもとに一五世紀中葉から一六世紀中葉にかけて後背地に組み込まれ、編成替えさせられたといえるのである。ただし、メミンゲンも市外二マイル圏内の周辺地（これは都市の領域支配領域と重なる）と二―四マイル圏内の後背地をもっており、アウクスブルクとて、他の支配領域では禁制圏法を妥当させることはできなかつたと考えられる。⁽⁵⁸⁾

小括すれば、経済構造転換論として、シュヴァーベン地方で最も明瞭なのは、バルヘント業の導入・展開である。バルヘント業では、一四世紀末以降に農村手工業者を最も

対立的に扱い、一五世紀中葉以降に徐々に農村地帯を半製品生産に専門化させ、農村の都市への従属を導くとともに、中心地ネットワークを形成した。また、中世後期には農村において麻栽培の普及をもたらすという農村部の構造転換をも招いた。一六世紀になると、原料・半製品の先買禁制圏が八マイルに設定され、広大な後背地を形成した。次に、禁制圏法においては、少なくともおびただししい食料品関連のそれは、一四―一六世紀にかけてその範囲が拡大し、都市の影響圏が拡大した。それは、都市の人口増加に伴って、食料供給圏も拡大したからである。この現象は、経済構造の転換ではなく、都市市場の強化である。同様に、同職組合規約にみられる羊毛・木材・皮製品などの禁制圏設定も、ドラスティックな経済構造転換と関連するわけではない。しかし、これにより都市の原料供給圏、販売圏が一五世紀末以降に確立されたこともたしかである。こうした都市・農村間の多方面の絡み合いを周辺地・後背地で切つてゆけば、三―六マイルが都市の周辺地、六―一〇マイルが後背地といえるだろう。この経済的な周辺地・後背地は、土地所有と支配からみた周辺地・後背地よりもちろん広い。とりわけ、都市・市民の土地所有が及ばない

東部・北部にも都市アウクスブルクの中心地性が確立されたことが重要であろう。

四 領邦の小都市ミンデルハイムとの関係

一六世紀に広大な経済的中心地システムの形成に成功したアウクスブルクに、キースリングはミンデルハイムも組み込まれたという。⁽⁵⁹⁾ ニュルンベルク都市領地における小都市ラウフやヘルスブルク、ウルム都市領地におけるガイスリンゲンのように、⁽⁶⁰⁾ 都市の領域支配下になかったのだから、ミンデルハイムの事例は、大都市の中心地システムがいかにして小都市を組み込む形で成立しえるか、の好個の事例を提供してくれるだろう。

ミンデルハイムは、ミンデル川およびカールメル川の上流、アウクスブルクの南西約六マイル（四四キロ）に位置し、一五世紀に人口約一五〇〇人、一六世紀後半に二〇〇〇人を数えた小都市であった。それは、一三七七年に小貴族スヴィッター・フォン・ミンデルベルクにより都市法が付与されて以降、一五世紀にレヒベルク家、そして一四六七年以降にフルンツベルク家という小貴族の支配下にあっ

た。したがって、都市自身にはほとんど自治権は認められず、貴族の任命するアンマンないしフォークトが都市を支配していた。⁽⁶¹⁾

都市自身の領域支配についてみれば、都市は領域政策で重要な教会・修道院などをおとした間接支配を展開することができなかった。そもそも教会・修道院がわずかの所領しかもたなかったからである。そのうえ、市民の土地所有もさしたるものではなかった。その所有地はテュルクハイム、エトリンゲン、ヒルテンフィンゲンといった都市の北東に多かった。しかも、ヴェルタツハ川をヒルテンフィンゲンで渡る橋の通行税は、一五・一六世紀にアウクスブルク市民が所有していた。こうしてミンデルハイム領は、小都市の北および北東一〇キロで他の小貴族領に、南西、南二四キロ（三マイル強）でメミンゲン、カウフボイレントという帝国都市に、東ではアウクスブルクにぶつかった。⁽⁶²⁾

手工業・市場について考察すれば、その食料品生業の手工業者の数は食料品小売商が一三人、肉屋が一〇人、パン屋が九人であり、人口に応じて絶対数が少ない。食料品に關しては、一六世紀にフルンツベルク支配地の臣民にミンデルハイムでの市場強制が命じられているが、禁制圏の設

定はない。ところが、フッガー家は少なくともその所領となったバーベンハウゼンとキルヒハイム（一五三八年および五六年）に、穀物がミンデルハイム市場へ搬出されないよう命令を下している。すなわち、一六世紀中葉にミンデルハイム穀物市場の吸引力は減少したと思われる。それでもなお禁制圏法が設定されないのは、ミンデルハイム周辺が農業的色彩がきわめて強く、穀物が十二分にあつたからであろう。パン屋については、村のパン屋が都市市場で競合しており、一五三五年に市外のパン屋は市内で品質検査を受けること、宿屋および居酒屋で彼らのパンの販売禁止が規定された⁽⁶³⁾。

家畜については、まず一五六〇年頃に肉不足のために市内で先買禁止令が出された。次いで、一五七〇年にメミンゲンとカウフボイレンから条令をえて、屠殺数の制限をするとともに、村々での教会開基祭での屠殺禁止が決定された。しかし、ここでも禁制圏の設定までには至らなかつた。逆に、アウクスブルクの肉屋がミンデルハイムへ高い買値で買い占めにくるほどだ⁽⁶⁴⁾。

手工業については、麻織物業が最重要であつたことはいうまでもなからう。その最古の史料はアウクスブルクと並

ぶ一二三七年ボルツァーノ市場でのものである。品質検査についてその存在は疑問であるが、遅くとも一四一九年に農村織布工の存在が確認される。一四八七年には、麻織物の一種ゴルシェンの品質検査がヴァイセンホルン品質検査をモデルにはじまつた。これを受けミンデルハイム産ゴルシェンを順調に販売するために、一四九〇年にゴルシェン商会が設立された。この商会の帳簿によれば、一五〇二—〇三年にミンデルハイム領の六か村で一〇人の農村織布工が七一反、市内で一七人が一四三反ゴルシェンを生産している。買取手は、主にメミンゲンのフンク商会とレーリン商会であり、ほかにアウクスブルクのヴェルザー商会とフライハマー商会、ウルムのアダム・コッホ、ニュルンベルクのシュパルタリンとレオンハルト・シュトララーであつた⁽⁶⁵⁾。したがって、小都市ミンデルハイムがとつた道は、アウクスブルクとバルヘント生産で競合するのではなく、麻織物生産に特化するという道であつた。

都市・農村の対立がみられなかつたのは、この小都市には兄弟団しかなく、同職組合を基盤とした手工業者の強力な反対がなかつたからであろう。ともあれ、ゴルシェン生産高は一五一二年に一・二九反、一五四五年には二・四三六

反と増加する一方となり、一五五三年にはミンデルハイム市内および農村あわせてその麻織物工の数は一〇〇人を越えたという。そのうえ、その支配領域外の農村織布工もミンデルハイムの品質検査に完成品をもたらし、かつまた半製品のヴェプフェをつくっていたことが知られる。しかも、ミンデルハイム市内でのヴェプフェ生産禁令の間隙を縫って農村織布工は、ヴェプフェとバルヘントの生産をはじめていた。フッガー家所有のバーベンハウゼン領では、一五四〇年にヴァインリーデン村とキルヒハースラッハ村が織布工が多数いる村であった。一五六〇年のメミンゲンのツァングマイスター商会帳簿によれば、バーベンハウゼン領の二五家族三二人の農村織布工に問屋制前貸を行っていた。すでに、一五一七年頃にメミンゲンは、当時まだレヒベルク家領であったバーベンハウゼンの農民に、ウルム、ヴァイセンホルン、ミンデルハイムへ完成品を品質検査にもつていかないうちよう試みている。その後もバーベンハウゼンや司教領のプファッフェンハウゼン村の完成品は、メミンゲン市場で売りさばかれており、ミンデルハイム市場では小都市の北の余剰分および南と東の農村から完成品が品質検査にもたらされたと考えられる⁽⁶⁶⁾。

ただし、生産増大に伴いアウクスブルクと同様、原料の糸玉不足が生じた。ミンデルハイムは、一五三一年に糸玉先買禁止令でこれに対抗しようとしたが、ここでも禁制圈設定には至らなかった。小都市には、禁制圈法を設定し、強制する力がなかったものと思われる。次いで、一五五三年規約では、新たに粗バルヘントの生産規格（南ドイツで統一的な雄牛・獅子・葡萄・色マーク）が定められ、規定の四台の織機は、半分ずつバルヘントと麻織物の生産に使用すべしと定める。すなわち、品質検査を伴うゴルシェイン生産がミンデルハイムの第一次経済構造転換とすれば、バルヘント生産という第二次経済構造転換が生じたのである。五三年規約ではさらに、農村織布工が許可され、都市・農村を区別しないミンデルハイムの伝統が踏襲される。最後に、市内外の織布工に週当りヴェプフェ二つの生産を認め、都市会館での小売を規定する。ミンデルハイムでは、一六世紀前半の構造転換に法規があと追いつく形で、アウクスブルクへ向かったバルヘント生産と、メミンゲンおよびアウクスブルクで求められたヴェプフェの生産が都市・農村にまたがって正当化されたのである⁽⁶⁷⁾。

一方で、一六世紀の半ばに二〇人の織布工が九〇のヴェ

プフェを、またある農村織布工が一五のヴェプフェを生産しているように、都市と農村に専門のヴェプフェ工が誕生した。また、一五四六年には商人がゴルシェンを品質検査を受けず、未晒し・未艶出し・未染色のまま輸出していることが報告されているが、当然ここにはアウクスブルクやメミンゲンでの最終仕上げが想定できる⁽⁶⁸⁾。したがって、都市・農村を問わずミンデルハイム領は一六世紀中葉にアウクスブルクとメミンゲンの草刈り場となり、双方の中心地システムの中に後背地として取り込まれ（アウクスブルクの六マイル圏内、メミンゲンの四マイル圏内）メミンゲンまで約二四キロ）、下位中心地になっていったと思われるのである⁽⁶⁹⁾。

最後に指摘しておきたいのは、麻織物業以外でもみられる領邦小都市における都市と農村との平準化である。たとえば、一五〇三年に開始された皮革品質検査は、一五三五年に都市と農村とを一括して扱っている。ミンデルハイム市内の靴屋と皮革工はすでに一四四一年に合同で兄弟団を結成しており、その成員は二三名を数えていた。一六世紀末にようやく農村靴屋の小売りが問題になってくるように都市・農村間の対立はほとんどみられない。靴屋から分離

した皮鞣工は、一五九九年に市外二マイル内（おおよそミンデルハイム領全域がカバーされる）産の皮と獣皮は自ら作業することが規定されているが、これは先買禁止令とみなして差し支えあるまい。この規定は、農村との対立を意味しているのではなく、この小都市で唯一と目している禁制圏法の設定である。都市・農村を一括りにした同職組合規約は、仕立屋に一五八〇年、陶工に一五九〇年、指物師と車大工にも一六一八年に認可されている⁽⁷⁰⁾。

小括すれば、小都市ミンデルハイムのアウクスブルク中心地システムへの組み込みは、一六世紀におけるバルヘント業の普及というこの小都市の第二次経済構造転換をおし行われた。しかも、これはミンデルハイム領の農村地帯ではすでに先行していた現象である。ミンデルハイム領は距離的な近さからメミンゲンの後背地にも組み込まれており、小都市は辛うじてゴルシェン・バルヘントの品質検査で中心地性を保っていたにすぎない。土地所有と支配の及ぶその二マイルほどの周辺地も、周辺地と呼ぶには余りにも大中市の経済的影響力が強く、後背地となると形成されることすらない。というのも、禁制圏法を設定する経済的実力に事欠いていたからである。かくして、小都市ミン

デルハイムは、大都市アウクスブルクの経済構造転換に伴って、周縁の下位中心地として機能せざるをえなくなつたといえる。

五 結びにかえて

以上の検討から、次の五点を命題的にまとめ、結びにかへたい。

一 アウクスブルク・モデルは、都市の領域支配と経済的中心地システムとの結合がなかつた事例である。都市の広大な領域支配のほうがドイツ史の例外であるから、この意味でアウクスブルク・モデルは、ある一定の都市の経済力が地域を編成するという、代表例を提示する。ただし、アウクスブルクは中・近世ドイツの大都市であり、このよきな経済的に強力なセンターからの地域編成はケルンなどごく一部の大都市がもっていたものにすぎない。それゆえ、キースリングは原著において中都市メミンゲン、ネルトリンゲン、ラウインゲンと小都市ミンデルハイムを取り上げ研究をしたものと思われるが、そこから浮き彫りにされることは、その「中心地システム」の大きさは、その都

市の経済的実力と人口に相応するということである。

二 ある都市・農村を一括した中心地システムが形成されるのは、市場と手工業とを挺子とする。とくに、食料・原料・半製品・完成品の禁制圏法が具体的な距離をさまざまに提示しているだけに重要である。その場合上位中心地アウクスブルク、すなわち人口四―五万人の大都市は、八―一〇マイル（六〇―七五キロ）をそのセンターからの「中心地システム範囲」と確定できるだろう。その中で重要な禁制圏法は、シュヴァーベン地方では基幹産業・バルヘント業の半製品に関するそれである。したがって、中心地システム範囲を規定するのは重要な基幹産業（基幹産業が複数あつても可）である。

三 都市・農村を一括して捉えた経済構造の転換も、基幹産業によつてもたらされる。経済構造の転換とは、大中都市においては農村が原料・半製品の供給地、都市が完成品製造地という分業体制を成立させることである。小都市においては、大中都市の中心地システムの組込みがそれである。時期からいえば、一五世紀中葉から一六世紀中葉に経済構造が転換される。それゆえ、大都市センターからの経済的中心地システムの形成は、近世への構造転換と考へ

られる。本稿では十分に検証されなかったが、都市商人・手工業者による問屋制度の進展がこれに大きく関わっていたと思われる。

四 中心地システム範囲の内部における周辺地と後背地との区別は、禁制圏法によって最も容易に測定可能となる。しかし、その場合でも土地所有と支配からみた周辺地（市民・都市の土地所有支配が完全ないし緻密な地域）が禁制圏法の周辺地の基礎とみなすことができる。禁制圏法で画定される周辺地はそれより広く、さらにこれに後背地が加わる。経済的中心地システムの後背地は、都市の支配が及ばず、市民の土地所有もまばらな地帯である。周辺地に下位センターはなく、後背地にこそそれが形成される。

五 経済的中心地システムの形成が主として禁制圏法によるのは明らかであるから、法（政治）が規範を生んだと解釈できる。もちろん、経済の実態がここに先行していることは間違いないが、これを貫徹するのは都市の政治力である。いくら経済的中心地システムが形成されても、後背地の土地と支配とが聖俗貴族ないし大中市（小都市は問題ない）の手にあれば、その地域はシステム内で機能しないことも仮説として立てられる。

注

- (1) H. Sakuma, Die Nürnberger Tuchmacher. Weber, Färber und Bereiter vom 14. bis 17. Jahrhundert, Nürnberg 1993, S. 311-358. 田北広道「一九六〇年以降西ドイツ学界における中世盛期・後期の都市・農村関係に関する研究」(上)(中)(下)、『福岡大学』商学論叢』、三一―(一九八六年)、一一三―六六頁、三二―(一九八七年)、五九―九三頁、三三―(一九八七年)、一一―一六二頁、同氏「中世都市史の研究方法としての中心地論の意義と限界―ドイツ学界を中心に」、『福岡大学』商学論叢』、二―三(一九八七年)、三五―六七頁、同氏「都市と農村」、『西欧中世史(下)』ミネルヴァ書房、一九九五年、一三九―一四七頁。
- (2) H. Ammann, Die wirtschaftliche Stellung Nürnbergs im Spätmittelalter. Nürnberg 1970, S. 11-15, 199-205. F. Isigler, Die wirtschaftliche Stellung der Stadt Köln im 14. und 15. Jahrhundert. Wiesbaden 1979, S. 114-169.
- (3) R. Kiessing, Das Umlandgefüge ostschwäbischer Städte vom 14. bis zur Mitte des 16. Jahrhunderts, in: H. K. Schulze (Hg.), Städtisches Um- und Hinterland in vorindustrieller Zeit. Köln und Wien 1985, S. 42 ff.

- Ders., Stadt und Land im Textilgewerbe Ostschwabens vom 14. bis zur Mitte des 16. Jahrhunderts, in: F. Irsigler u. a. (Hg.), Bevölkerung, Wirtschaft und Gesellschaft. Stadt-Land-Beziehungen in Deutschland und Frankreich. 14 bis 19. Jahrhundert, Trier 1983, S. 115-138.
- (4) R. Kiessling, Die Stadt und ihr Land, Köln und Wien 1989, S. 704f.
- (5) Kiessling, Land, S. 706, 711, 714, 722, 758, 773, 798.
- (6) 田北広道『中世後期ライン地方のシンメト「地域類型」の可能性』九州大学出版会、一九九七年、六五—一二二頁。
- (7) G. Wunder, Stadt als Landesherren, in: E. Meynen (Hg.), Zentralität als Problem der mittelalterlichen Stadtgeschichtsforschung, Köln und Wien 1979, S. 84.
- (8) R. Kiessling, Herrschaft Markt-Landbesitz. Aspekte der Zentralität und der Stadt-Land-Beziehungen spät-mittelalterlicher Städte an ostschwabischen Beispielen, in: Meynen, S. 209.
- (9) R. Kiessling, Bürgerliche Gesellschaft und Kirche in Augsburg im Spätmittelalter, Augsburg 1971, S. 200. Herrschaft, S. 213f. ニーストマスノウゼンは、一七五〇年頃一五五〇年頃あり、そこから約五—六百年の人口が
- 見據るのみ (J. L. Kollfeld, Schwäbische Städte und Dörfer um 1750, Weijßenhorn 1974, S. 164)。
- (10) Kiessling, Herrschaft, S. 214f.
- (11) E. Isenmann, Die deutsche Stadt im Spätmittelalter, Stuttgart 1988, S. 236, 241.
- (12) Kiessling, Kirche, S. 199f.
- (13) Kiessling, Herrschaft, S. 211, W. Zorn, Augsburg, Geschichte einer deutschen Stadt, Augsburg 1972, S. 200f.
- (14) Kiessling, Kirche, S. 198, 202f., Herrschaft, S. 211, K. Fritze, Probleme der Stadt-Land-Beziehungen im Bereich der wendischen Hansestädte nach 1370, Hansische Geschichtsblätter 85 (1967), S. 52ff.
- (15) Kiessling, Herrschaft, S. 212.
- (16) Kiessling, Kirche, S. 138f., 205, Herrschaft, S. 191.
- (17) Kiessling, Kirche, S. 206-209.
- (18) Kiessling, Kirche, S. 211.
- (19) Kiessling, Kirche, S. 210.
- (20) Kiessling, Kirche, S. 190f., 201.
- (21) Kiessling, Kirche, S. 212f.
- (22) Kiessling, Kirche, S. 214, Herrschaft, S. 190.
- (23) Kiessling, Herrschaft, S. 192. "Pfai" の語源は「フー

り、にせもの」である。瀬原義生「ドイツ中世都市における Pfalzbürger と「ついで」『立命館文学』二〇〇号（一九六二年）二八九頁」

- (24) Kiessling, Kirche, S. 157.
- (25) Kiessling, Kirche, S. 132ff., Herrschaft, S. 189.
- (26) Kiessling, Kirche, S. 139f.
- (27) Kiessling, Kirche, S. 141f.
- (28) Kiessling, Herrschaft, S. 193.
- (29) Kiessling, Herrschaft, S. 194.
- (30) Kiessling, Herrschaft, S. 194f.
- (31) J. Kulischer, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters und der Neuzeit, Bd. I, München 1929, S. 102, 196 (増田四郎監修、伊藤栄、諸田実訳『ヨーロッパ中世経済史』東洋経済新報社、一九七四年、一七二、一七三、三三四頁²⁶⁾)
- (32) Christian Meyer, Das Stadtbuch von Augsburg, insbesondere das Stadtrecht vom Jahre 1276, Augsburg 1872, Art. LXIII, Art. 3, S. 130f. Kiessling, Herrschaft, S. 195.
- (33) StadtAA, (=州立トマダクスブルク古文書館) Zünfte 2, fol. 107v, Kiessling, Herrschaft, S. 195, Land, S. 704f.
- (34) StadtAA, Zünfte 2, fol. 271r, 「ねが」キースリングがうのように、食料品小売商の全商品を網羅した禁止令でもない、その圏内は六マイルではない。キースリングの誤りである (Kiessling, Herrschaft, S. 195, Land, S. 705)
- (35) Kiessling, Herrschaft, S. 196.
- (36) Kiessling, Herrschaft, S. 195, Land, S. 705.
- (37) StadtAA, Zünfte 2, fol. 385r-386r.
- (38) StadtAA, Zünfte 2, fol. 128r, v.
- (39) Kiessling, Herrschaft, S. 196, Land, S. 705.
- (40) StadtAA, Zünfte 245, fol. 5v, 7v, Zünfte 2, fol. 297r, Kiessling, Herrschaft, S. 196, Land, S. 705.
- (41) Kiessling, Herrschaft, S. 196.
- (42) Kulischer, a. a. O., S. 101f. (増田「通説」一〇〇頁²⁷⁾)
- (43) StadtAA, Zünfte 2, fol. 246v, 252r, v, 257r.
- (44) StadtAA, Zünfte 160, fol. 7v, Zünfte 2, fol. 74v.
- (45) StadtAA, Zünfte 2, fol. 118v, 338r, Zünfte 3, fol. 175r, Kiessling, Land, S. 705.
- (46) StadtAA, Zünfte 2, fol. 118v, 119v.
- (47) Kiessling, Land, S. 705.
- (48) W. v. Stromer, Gewerbergereiere und Protoindustrien in Spätmittelalter und Frühneuzeit, in: H. Pohl (Hg.), Gewerbe- und Industrielandschaften vom Spätmittelalter

- bis ins 20. Jahrhundert, Stuttgart 1986, S. 51-60, 63-70.
E. Nübling, Ulms Baumwollweberei im Mittelalter.
Leipzig 1890, S. 133ff.
- (47) Kiessling, Land, S. 722f.
- (48) Zorn, a. a. O., S. S. 138, 145, Kiessling, Land, S. 723, 725.
- (49) Kiessling, Land, S. 725, 754.
- (50) Kiessling, Land, S. 756f.
- (51) Kiessling, Land, S. 707, 725, 735.
- (52) Kiessling, Land, S. 726.
- (53) Kiessling, Land, S. 728f.
- (54) Kiessling, Land, S. 729.
- (55) Kiessling, Land, S. 726, 730f, 739f. クレスリンの人口が見積もる (Kolleffel, a. a. O., S. 366)。
七五〇年頃に九四のかまどがあり、約二八〇—四〇〇人の
- (56) Kiessling, Land, S. 748.
- (57) Kiessling, Land, S. 691.
- (58) Sakuma, a. a. O., 313, G. Hang-Moritz, > über helfen
stainisch dann ulmisch < Der Geislinger Aufstand von
1513/14, Ulm und Oberschwaben 47/48 (1991), S.
144ff.
- (59) Kiessling, Land, S. 626-629, 632.
- (60) Kiessling, Land, S. 642, 667, 711.
- (61) Kiessling, Land, S. 487, 669-671.
- (62) Kiessling, Land, S. 672f.
- (63) Kiessling, Land, S. 677-681.
- (64) Kiessling, Land, S. 487-490, 681f.
- (65) Kiessling, Land, S. 681-683.
- (66) Kiessling, Land, S. 683f.
- (67) Kiessling, Land, S. 526, 691.
- (68) Kiessling, Land, S. 684-688.